

有料公園施設使用許可申請書

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

年 月 日

申請者 住所
氏名

(法人の場合は、その主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

FAX番号 ()

担当者名 連絡先 ()

次のとおり、有料公園施設を使用したいので、岡山県立都市公園条例(昭和41年岡山県条例第30号)第9条第2項の規定により申請します。

1 都市公園名	後楽園
2 使用する有料公園施設名	栄唱の間・墨流しの間・方竹の間・能舞台(公開・練習) 廉池軒・観騎亭・新殿・寒翠・調理室・配膳室 茶祖堂・茂松庵・島茶屋
3 使用の目的	
4 使用日時	平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分まで 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分まで 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分まで 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分まで
5 附属設備器具使用の有無	有・無
6 催物の回数及び一回1人当たりの入場料金の総額	催し物回数 回 催し物の入場料 円
7 使用又は入場人員	人
8 使用料の額	円
9 その他	

注 1 6の欄については、入場料金を徴収する催物のために有料公園施設を使用する場合に記入すること。

2 入場料金については、消費税相当額を含む。

《必ずお読みください》

- 右の欄に使用料領収印と許可証印を押印したものを許可証とします。
- この許可証は、使用当日必ず係員に提示してください。
- この書面をもって領収書とします。(右領収印のあるもののみ有効)
- 使用時間は、準備、後片づけなどの時間を含みます。
- 許可後、上記記載事項以外への変更はできません。
- 使用を取り止めた場合は、取り消しの連絡を必ずしてください。
- 既納の使用料は、還付しません。
- 物品の留置については一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

(領収印)

(許可証印)

(受付印)

納付方法	持参・振込
請求書	要・不要

有料公園施設使用許可申請書の書き方

申請を提出する日をご記入ください。

有料公園施設使用許可申請書

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

26年 4月 16日

〒703-8257

申請者 住所 岡山県岡山市北区後楽園1-5

氏名 株式会社 後楽園
代表 岡山太郎

(法人の場合は、その主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号 086 (272) 1148

FAX番号 086 (272) 1147

担当者名 後楽二郎 連絡先 090 (1111) 2222

注: 担当者の連絡先は、当日を含め連絡がとれる番号をご記入ください。

次のとおり、有料公園施設を使用したいので、岡山県立都市公園条例(昭和41年岡山県条例第30号)第9条第2項の規定により申請します。

1 都市公園名	後楽園
2 使用する有料公園施設名	栄唱の間・墨流しの間・方竹の間・能舞台(公開・練習) 廉池軒・観騎亭・ 新殿 ・寒翠・調理室・配膳室 茶祖堂・茂松庵・島茶屋
3 使用の目的	第20回〇〇〇〇会 会合・食事会等 注: 催し物の場合は、催事名をご記入ください。
4 使用日時	平成 26年 9月 1日 9時 00分 ~ 16時 00分まで 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分まで 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分まで 平成 年 月 日 時 分 ~ 時 分まで 注: 準備・片付けを含んだ使用時間をご記入ください。
5 附属設備器具使用の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 注: 建物に備え付けてある備品をご使用の場合は「有」に丸印し、別途「備品申請書」を提出してください。ただし、廉池軒・観騎亭・新殿・寒翠をご使用の方は「備品申請書」の提出の必要はありません。
6 催物の回数及び一回1人当たりの入場料金の総額	催し物回数 1回 催し物の入場料 2,000円 注: 入場料金を徴収する催物のために有料公園施設を使用する場合に記入すること。 ○催物への参加または鑑賞のための入場料金については、一人あたりの金額をご記入ください。なお、消費税相当額を含む。 ○料金を徴収しない場合は、空欄でかまいません。
7 使用又は入場人員	10人 注: 催事の場合は、入場予定人数をご記入ください。

納付方法	<input checked="" type="radio"/> 持参 ・ 振込
請求書	要 ・ <input checked="" type="radio"/> 不要

必ず丸印をしてください。

誓約書

当社又は当団体は、現在、次の事項に該当しないことを誓約いたします。
なお、県が必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第15号ロに規定する役員をいう。)は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等(岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号する暴力団員等をいう。以下同じ。)に該当する者
 - (2) 暴力団(岡山県暴力団排除条例第2条第1号する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等の統制下にある者
 - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

平成 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

(法人又は団体の主たる事務所の所在地)

所在地

(法人又は団体の名称)

名称

(法人又は団体の代表者名)

(ふりがな)

代表者氏名

印

(法人又は団体の代表者の住所)

住所

(法人又は団体の代表者の生年月日)

年 月 日

記入例

誓約書

当社又は当団体は、現在、次の事項に該当しないことを誓約いたします。
なお、県が必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第15号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - （1）暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （2）暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （3）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

平成 年 月 日

申請日

岡山県知事 伊原木 隆太 様

（法人又は団体の主たる事務所の所在地）

所在地 **岡山県岡山市北区後楽園1番5号**

（法人又は団体の名称）

名称 **後楽園倶楽部**

（法人又は団体の代表者名）

（ふりがな） **こうらく そのこ**
代表者氏名 **後楽 その子**

（法人又は団体の代表者の住所）

住所 **岡山県岡山市北区後楽園1番5号**

（法人又は団体の代表者の生年月日）

193年 3月 2

印

代表者の個人印

住民票記載のとおり